

許すな！憲法改悪・市民連絡会
第93回市民憲法講座
「集団的自衛権行使のための
戦争関連法制の問題点」
2015.3.21

<安保法制>の狙いと構造を読み解く

川崎哲

NGOピースボート 共同代表
集団的自衛権問題研究会 代表

2014.7.1 集団的自衛権の行使を 容認する閣議決定



1945.8 終戦(日本の敗戦)

1946.11 日本国憲法公布

1954.7 自衛隊発足

1972.10 政府見解「集団的自
衛権の行使は憲法上許さ
れない」

1973.6 自衛権発動の3要件

自衛の措置としての武力の行使の 新三要件（2014.7.1 閣議決定）

○ 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は
我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が
発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の
生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される
明白な危険があること

○ これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守
るために他に適当な手段がないこと

○ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)



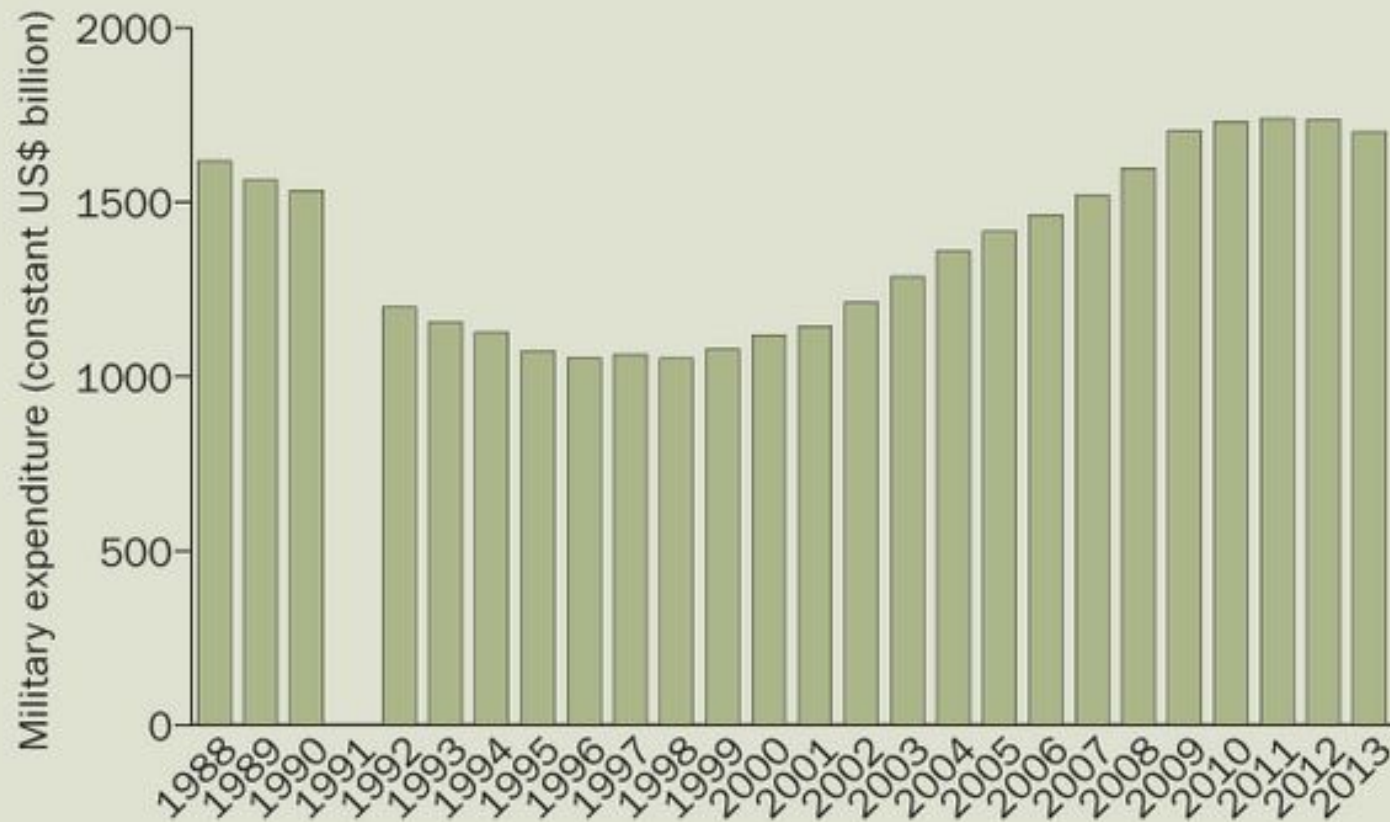
- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時まですべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護

日米防衛 ガイドライン 改定 中間報告 (2014.10.8)



- **切れ目のない**、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米同盟の**グローバル**な性質
- 地域の他のパートナーとの協力
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となつての同盟としての取り組み

World military expenditure, 1988–2013



The totals are based on the data on 172 states in the SIPRI Military Expenditure Database, <http://www.sipri.org/databases/milex/>. The absence of data for the Soviet Union in 1991 means that no total can be calculated for that year.



米国の「国防予算」削減の動き
→同盟国への要請拡大



2014.4オバマ大統領来日

日本:

「米国は日本が集団的自衛権問題の検討を歓迎」
「尖閣諸島に日米安保条約が適用」

米国:

「日中間で対話や信頼醸成ではなく、事態がエスカレートしていくのを看過するのは重大な誤り」

ニューヨークタイムズ の安倍政権への論評

The New York Times

2013.1.3 歴史を否定しようとする企て

2013.12.29 教科書で歴史を修正

2013.12.31 武器ではなく平和憲法を輸出せよ

2014.3.3 靖国神社参拝 危険な修正主義

2014.5.8 憲法が政府の気まぐれで変えられてはならない



日米外交・防衛官僚

「日本はより大きな責任を果たせ」

日本の武力行使は「なお限定的」

歴史修正主義への懸念

日本の戦争に巻き込まれる？

アメリカの戦争に巻き込まれる？

日本はアメリカの要請を断れるのか？

「戦後レジームからの脱却」

安倍首相、「右翼」政治家

東アジアで高まる緊張

国の存立を全うし、国民を守るための 切れ目ない安全保障体制の整備について 2014.7.1 閣議決定

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

- ・離島警備 手続迅速化（治安出動、海上警備行動）
- ・米軍を防護するための武器使用

2. 国際社会の平和と安定への一層の貢献

- ・「非戦闘地域」→「現に戦闘を行っている現場」
- ・PKO: 駆けつけ警護、任務遂行のための武器使用

3. 憲法9条の下で許容される自衛の措置

- ・武力の行使「新3要件」。国際法上は集団的自衛権
- ・民主的統制、原則として事前の国会承認

安保法制の構造

政府が検討する安全保障法制の骨格

政府の検討内容

武力行使できる

- 1 日本が有事
日本と密接に
関係する
他国の有事
- 自衛隊法を改正し
集団的自衛権の
行使も可能に
武力攻撃事態法に
「存立事態」を
新たに規定

武力行使できない

- 2 グレーゾーン
事態
- 自衛隊や海上保安庁
の運用を改善し、
外国軍艦の領海侵入
などに対応
- 3 他国が有事の
後方支援
- 自衛隊による後方支援
のための恒久法
- 4 他国が平時の
国際貢献
- PKO協力法を改正し
武器使用基準を緩和

安保法制の基本的問題点

■「武力行使できる」事態

日本が攻撃されていない事態でも、

- ①自衛隊が出動しうる
- ②国民の権利が制限されうる

有事と平時の切れ目が曖昧化。「有事」の拡大

■「武力行使できない」事態

「武力行使でない」といいつつ武力行使に近づいていく

- ・領海警備
- ・後方支援(海外派兵恒久法)
- ・武器使用基準

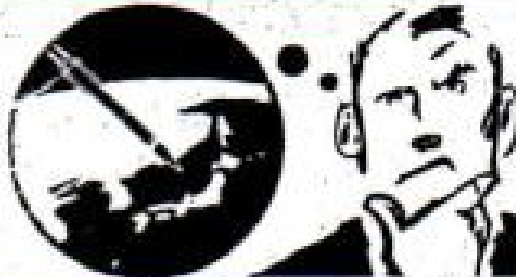
武力攻撃事態

日本への武力攻撃が発生、または明白な危険が切迫している事態



武力攻撃予測事態

日本への武力攻撃が予測される事態



緊急処理事態

武力攻撃に準ずる手段によるテロ行為が発生、または明白な危険が切迫している事態



新設

存立事態(仮称)

日本と密接な他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

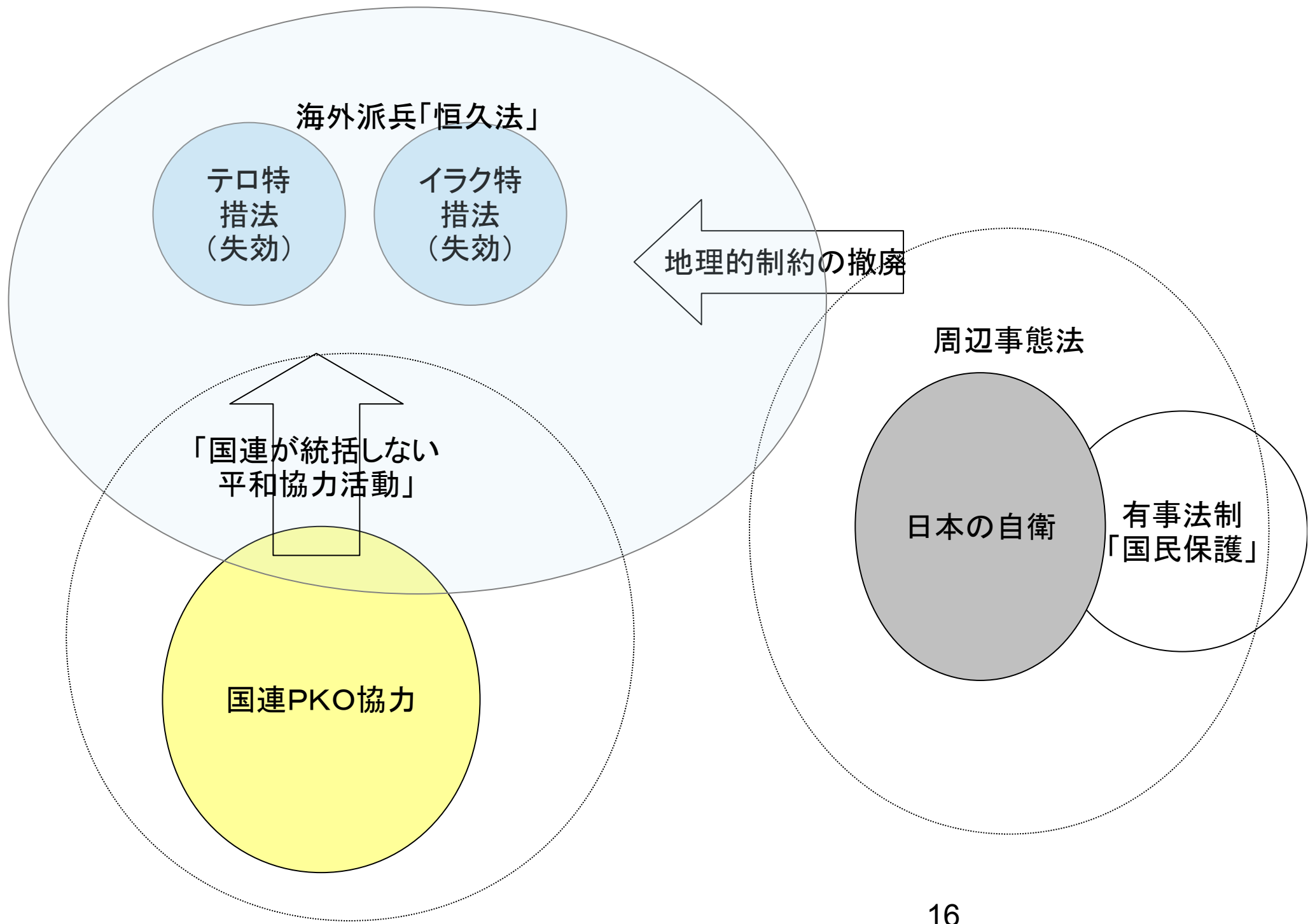


「存立事態」の新設

- 誰がどのように判断するのか
- 国会の事前承認は
- 地理的な制限は
- 国民の権利保護は

■与党協議で検討される主な法律と内容

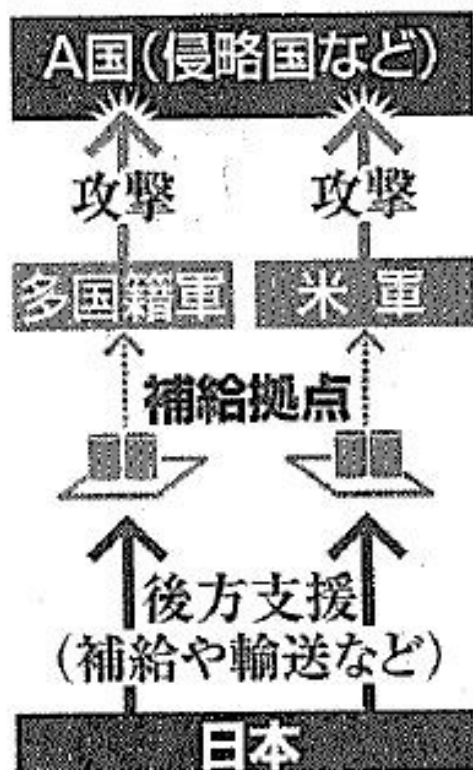
法律	検討内容
グレーゾーン事態	
自衛隊法 (米軍の武器等防護)	米軍以外の軍隊の武器等 防護の必要性
国際社会の平和と安定への貢献	
自衛隊法	在外邦人の救出・米軍や その他の軍隊に対する物 品などの提供
周辺事態法	米軍以外の軍隊への支援 活動の必要性
船舶検査活動法	船舶検査の実施要件の見 直し
国連平和維持活動 (PKO)協力法	PKOで可能となる活動 の拡大や武器使用権限の 見直し
旧テロ対策特措法・ 旧イラク特措法	恒久法化
集団的自衛権	
自衛隊法	新3要件にもとづく自衛 隊の任務の位置づけ、権 限、手続きなど
武力攻撃事態法	新3要件で武力行使が可 能な事態、手続きの整備
米軍行動円滑化法	米軍以外の軍隊への支援 活動の必要性
外国軍用品等海上輸 送規制法	
捕虜等取り扱い法	武力行使ができる場合の 手続き
その他	
国家安全保障会議設 置法	法改正に伴う新たな役割 の追加



後方支援恒久法と周辺事態法のイメージ

後方支援恒久法

地域の制限無し



適用される場所

後方支援する相手

周辺事態法

日本周辺
【周辺事態】

そのまま放置すれば日本
に対する直接の武力攻撃
に至る恐れがある事態



周辺事態法

- 「地理的概念ではなく、事態の性質に着目した概念」
- 特定のケースが、周辺事態に当たるかどうかは、状況や規模などを勘案して判断
- 「中東やインド洋で起こることは想定されない」(1999, 小渕恵三首相答弁)→一定の地理的制限

●後方地域支援

「主に日本の領域で行われますが戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周辺の公海また上空で行われることもあり得ると考えられます」(外務省パンフレット「新たな日米防衛協力のための指針」1997)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/shishin.pdf>

国際的な平和活動における いわゆる「後方支援」

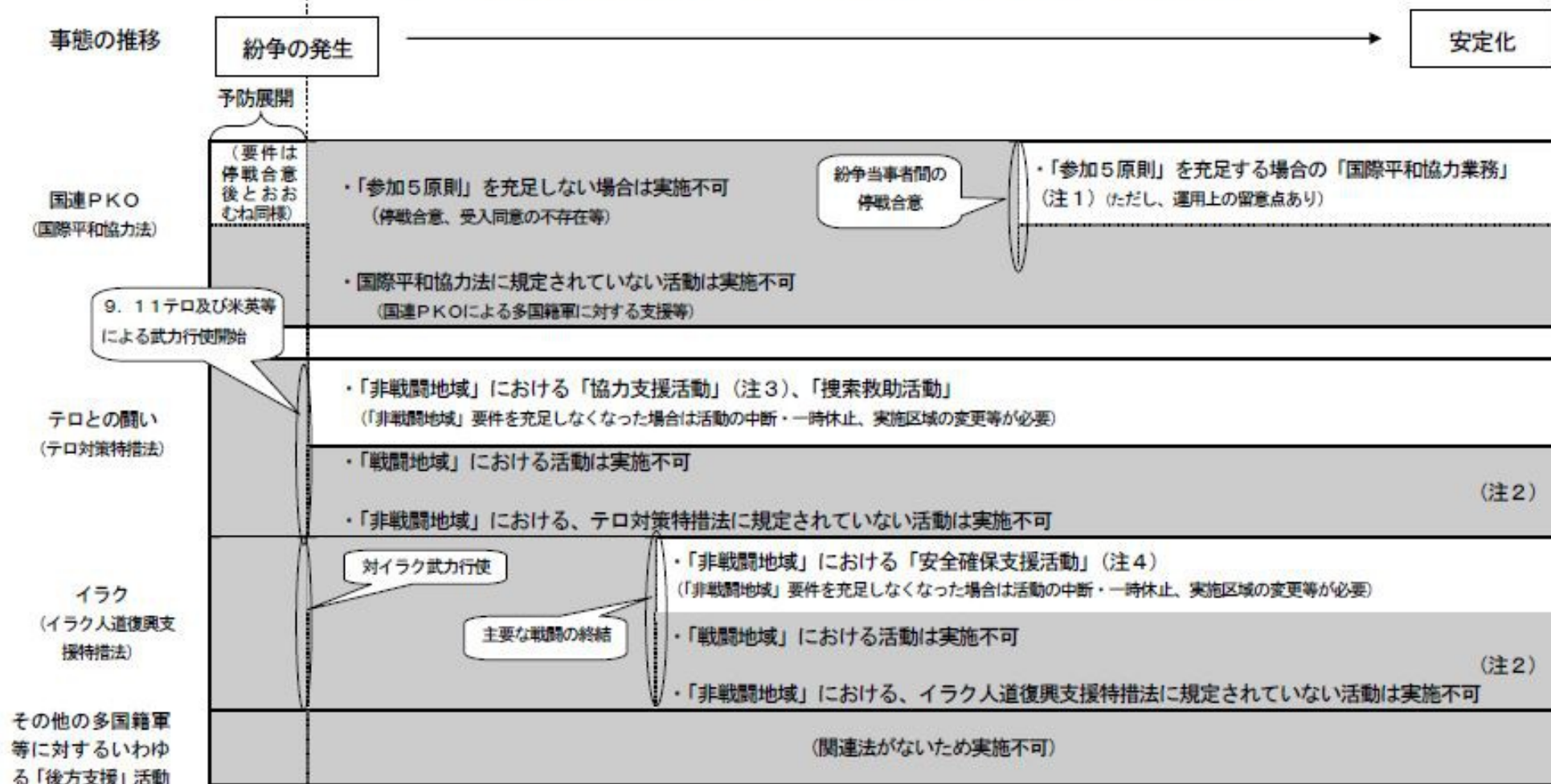
Ⅲ 冷戦後の各種事態等と国際平和協力に係る我が国国内法の関係

各種事態等	湾岸危機	国連 PKO	テロとの闘い	イラク 特別事態（注 2）	（参考） 周辺事態
起因	イラクによるクウェート 侵攻	国家間の紛争、内戦等	9. 1 1 テロ	対イラク武力行使	周辺事態
国際的な取組の 内容・性格	・ 安保理が「国際の平和 及び安全の破壊」を認定。 ・ この事態に対処する ために、安保理が憲章第 7 章の下で「あらゆる必要 な手段」をとることを各 国に授權。 ・ 当該決議に基づき各国 が武力を行使。	・ 伝統的には、国連決議に基 づき、停戦合意の成立後、紛 争当事者の受入同意の下、中 立・非強制を基本原則として 国連統括下で活動。 ・ 冷戦後、紛争当事者の同意 を代替・補完する目的で憲章 第 7 章に言及し、「あらゆる 必要な手段」をとることを当 該 PKO に授權するものも増 加。	・ 9. 1 1 テロ発生時の当 初は、米国は個別的自衛 権を発動し、英等は集団 的自衛権を発動。 ・ O E F - M I O は、各 国が関連国連決議を踏 まえ、基本的には旗国の 同意を前提として実施。	・ イラクによる安保理決 議の重大な違反を踏まえ、 一連の安保理決議に基づ き、各国が武力を行使。 ・ 多国籍軍は、安保理決 議に基づき、イラクの安 全及び安定の維持のため の活動及び人道復興支援 のための活動を実施。	周辺事態に際して、 米軍が日米安保条約 の目的の達成に寄与 する活動を実施。
我が国の関連法等	国連平和協力法案（廃案） （1990 年）	国際平和協力法 （1992 年）	テロ対策特措法 （2001 年）	イラク人道復興支援特措法 （2003 年）	周辺事態安全確保法 （1999 年）
我が国の活動 （注 1）	・ 平和協力業務	・ 国際連合平和維持活動 ・ 人道的な国際救援活動 ・ 国際的な選挙監視活動	・ 協力支援活動 ・ 捜索救助活動 ・ 被災民救援活動	・ 人道復興支援活動 ・ 安全確保支援活動	・ 後方地域支援 ・ 後方地域捜索救助活動
我が国が活動を実 施する際、「武力の 行使」及び「一体 化」を回避するた めに設けた要件 *いずれの法律も、 他国部隊による武 器使用が「武力の行 使」と評価されることがあり得るとの前提 で作成されている。	総論的な規定 （「平和協力業務の実施 等は、武力による威嚇又 は武力の行使に当たるも のであってはならない。」 のみ規定）	参加 5 原則 ・ 紛争当事者間の停戦合意 ・ 紛争当事者の受入同意 ・ 中立的立場の遵守 ・ 派遣の終了及び業務の中断 ・ 必要最小限度の武器の使用	「非戦闘地域」要件 「対応措置」は、現に戦 闘行為（国際的な武力紛 争の一環として行われ る人を殺傷し又は物を 破壊する行為）が行われ ておらず、かつ、そこで 実施される活動の期間 を通じて戦闘行為が行 われないと認められる地 域において実施。	同左	「後方地域」要件 *基本的には「非戦闘地 域要件」と同様。

（注 1）網掛け部分は総理の問題意識にいういわゆる「後方支援」に該当し得る活動を含むものであり、国際の平和と安全等のために活動を行っている米軍を始めとする諸外国の軍隊や文民等に対して実施。これらの活動自体は、憲法の禁ずる「武力の行使」には当たらない。

（注 2）国連安保理決議第 678 号、第 687 号及び第 1441 号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国連加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。（イラク人道復興支援特措法第 1 条）

IV 事態の推移と現行法下でなし得るいわゆる「後方支援」活動（概念図）



（注1） 国際平和協力法に規定されている活動のうち、他国の「国際的な平和活動」を支援する業務としては、輸送、医療、保管、通信、建設、修理等がある。

（注2） テロ対策特措法、イラク人道復興支援特措法に基づく活動に含まれない業務としては、武器（弾薬を含む。）の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備、テロ対策特措法に基づく活動に含まれない業務としては、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送がある。

（注3） 「協力支援活動」としては、補給、輸送、修理、整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務等が規定されている。

（注4） 「安全確保支援活動」としては、医療、輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、修理、整備、補給、消毒が規定されている。

4 現行法で規定されていない活動

- （周辺事態安全確保法の「後方地域」における）武器弾薬の補給は最終的に需要がなかったため、詰めた検討は行っていないが、憲法上の適否について慎重な検討を要する問題（両特措法においても需要がないため規定せず。）。
- （同上）戦闘作戦行動に発進準備中の航空機に対する給油及び整備は、個々の作戦行動のたびに必要なもののみを給油するという態様で行われ、個々の戦闘行動との密接な関係から慎重な検討を必要とすると考えられるが、米国からそのような支援の要請がないということがはっきりしたため、それ以上の検討は行っていない（両特措法においても需要がないため規定せず。）。艦船に対する給油及び整備については、その態様が比較的長時間にわたる艦船の行動全体に対して行われ、艦船の燃料等が積載量の一定水準を下回った場合等に行うものであって、個々の戦闘行動と密接な関係があるものとは考えられない。
- 治安部隊の訓練については、訓練自体は我が国として直接の武力行使をすることになるものではないが、訓練を受けた他国の治安部隊が武力の行使に及ぶということになれば、我が国の訓練行為までが武力の行使に当たるという法的評価を受けることがないとは言えず、訓練の具体的内容、訓練を実施する場所等、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に検討する必要がある。

5 その他

○ 一般的な情報交換の一環として情報を提供することは、一般論としては実力の行使に当たらないため、憲法第9条との関係では問題がないが、特定の国の武力の行使を直接支援するために偵察活動を伴うような情報収集を行いこれを提供する場合のように、情報の提供に特定の行動が伴う場合には、例外的に他国の武力行使と一体となると判断される可能性がある。

○ その他「武力の行使との一体化」する場合もあり得るという文脈で答弁された例としては、以下のものがある。

① 現に戦闘が行われている前線へ武器弾薬を供給・輸送すること

② 現に戦闘が行われているような医療部隊のところにいわば組み込まれるような形で医療活動を行うこと

一方、戦闘が行われている場所と一線を画されたところまで医薬品・食料品を輸送することは問題がないとされている。

Ⅶ 各ケース

【ケース１】

国連ＰＫＯにおいて、治安維持活動を行う他国のＰＫＯ部隊に対する輸送等の国際平和協力業務を行っている我が国部隊は、紛争当事者間の停戦合意が破棄あるいは受入同意がなくなった場合に活動を継続することは現行法ではできないが、この点についてどう考えるか。

【ケース２】

当初の紛争当事者が国外に逃亡するなど紛争当事者の認定が困難であり、停戦合意、受入同意の確認ができない場合に、我が国が当該国連ＰＫＯに参加し、治安維持活動、復興活動を行う他国の部隊に対し医療、輸送、整備等の業務を行うことは現行法ではできないが、この点についてどう考えるか。

【ケース３】

多国籍軍が現に治安維持活動を行っている地域の付近で、現に戦闘行為は行われてはいないが活動を実施する期間を通じて同行為が行われることがないと認められるかは不確定な状況など、非戦闘地域か否かの認定が困難な場合に、我が国が当該多国籍軍に対する医療、食糧提供及び物資の輸送等を実施することは現行法ではできないが、この点についてどう考えるか。

【ケース４】

戦闘行為が現に行われている海域に墜落した他国軍の航空機の乗員の搜索、救助を自衛隊の部隊が行うことは現行法ではできないが、この点についてどう考えるか。

【ケース５】

紛争によって国内の治安組織が破綻した国において、将来治安維持活動等の業務を担うため再建されつつある新生国軍に対し、我が国がその育成のための教育訓練の実施及び当該教育訓練に必要な物資（武器・弾薬を含む。）の提供を行うことは現行法ではできないが、この点についてどう考えるか。

【ケース６】

我が国が活動を実施している区域において多国籍軍を巻き込む戦闘行為が認められるに至った場合、現行法では、我が国は活動を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しなければならないが、それにより多国籍軍の活動に支障が生ずることが予想される場合において、この点についてどのように考えるか。

「国際的な平和活動」の種類及び必要とされる武器使用権限

		受動的 ←	→ 能動的
規定 活動の	武器の 使用	現行法上認められた武器使用	現行法上認められていない武器使用の例（注１）
	活動の種類	・ 自己保存型の武器の使用 ・ 武器等防護	・ 左記の自己保存、武器等防護を超える武器の使用（注２）
現行法に規定あり	停戦監視	○自己又は自己の管理下の者等の生命又は身体の防衛（「いわば自己保存のための自然権的権利ともいふべきもの」（国際平和協力法第２４条等）	ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 ・ 要員（例：他国の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース１、ケース２】
	人道支援	○自衛隊の武器等の防護（「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊・奪取しようとする行為から武器等を防護するもの」（自衛隊法第９５条）	ミッションの任務妨害・不服従の排除 ・ 検問突破の防止 ・ 移動、物資輸送の妨害の排除【ケース３】
	後方支援		
現行法に規定なし	警護		ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 ・ 要員（例：他国の軍隊、我が国の要員（文民を含む））へのいわゆる「駆けつけ警護」【ケース１、ケース２】 ・ 警護対象（ミッション司令部等）への攻撃の排除【ケース４】 ・ 警護対象（人）が人質となった場合の救出・奪回
	治安維持		ミッションの任務妨害・不服従の排除 ・ 一般市民の防護・暴動の統制 ・ 犯罪者等の逃亡の防止
	船舶検査（注３）		ミッション等のその他の要員・物品等への攻撃の排除 ・ 不審船舶からの攻撃の排除 ミッションの任務妨害・不服従の排除 ・ 警告射撃、強制乗船（抵抗を受けた際の武器使用を含む。）【ケース５】

（注１）これらの武器使用については、相手が「国又は国に準ずるもの」の場合には、憲法の禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあるとの趣旨の答弁がある。

（注２）この中には、例として現行法で認められた場合を除く国連要員の防衛等、国連の一般的な考え方では「自衛」に含まれるものもある。

（注３）船舶検査を定めた規定としては、別途船舶検査活動法がある（武器使用権限は自己保存型及び武器等防護のみ）。

（注４）各ケースは、それぞれ典型的と思われる活動において挙げているが、他の活動に際しても想定され得る場合もある。

「武力攻撃に至らない侵害」 (グレーゾーン事態)

- 自衛隊法95条(武器等防護)の武器使用の考え方を参考としつつ、「自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動を行っている米軍部隊の武器等を防護するために、自衛隊が武器使用できるようにする」→95条改正

PKO: 駆け付け警護、 任務遂行のための武器使用

- 「国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことを確保」が前提
- PKO協力法の改正
- 邦人救出などの警察的活動については自衛隊法84条の3、94条の5、95条の改正
- (●PKO法の発展的解消→恒久法とセットで国際平和協力的一般法？)

「対テロ戦争」との関連

- 国連決議 正当化根拠
- 海賊処罰対処法(2009) 海賊対処行動
- ジブチの自衛隊「拠点」(2011開設)
防衛省、有事にも使用検討(中東有事での哨戒機
派遣や緊急時の邦人救出など) 1.19 朝日

見えてきた安保法制の本質



事実上の「米軍協力恒久法制」

安倍首相の会見(2014. 5. 15)とも矛盾

- 「国民の命を守る」
- 「抑止力が高まることによって、より戦争に巻き込まれることはなくなる」
- 「自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、これからも決してありません」

歯止めの可能性は？

- 国連決議
 - 「武力行使と一体化しない」
- 歯止めを求める運動の余地

問われるべきこと

何を「支援」するのか

積極的平和主義の内実

国連決議 正当化根拠

「後方支援」なる語を安易に使うべきでない

紛争現場のリアリティ

自衛隊の能力、ニーズ、危険回避

相手から、世界からどう見られるのか

対テロ戦争に事実上参加

- 「抑止力を高めることによって戦争が起きにくくなる」

- 中国の反応 一領土問題
- 韓国の反応 一歴史問題

- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年までに戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

世界は、
9条をえらび始めた。



 9条世界会議
GLOBAL ARTICLE NINE CONFERENCE TO ABOLISH WAR



「武力によらない平和」へ



1. 紛争の予防と平和的解決
2. 資源を軍備から人間に
3. 平和に生きる権利



マイレッド・マグワイア (北アイルランド)

Mairead Maguire, Northern
Ireland

対話と非暴力

Dialogue and non-violence

紛争の根源に対処

Addressing root causes of
conflicts

過去への謝罪と和解

Dealing with the past and
reconciliation

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国連憲章

(1945.6 署名)

第一章 目的および原則

第2条 4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を…慎まなければならない。

第六章 紛争の平和的解決

第七章 平和への脅威、侵略に関する行動 (安保理の役割、非軍事的措置、軍事的措置)

第51条 国連加盟国に対する武力攻撃に対しては、安保理が必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。自衛権の行使措置は直ちに安保理に報告する

安保論議の大前提



■紛争の平和的解決

武力行使は「他に手段がないとき」のみ

■いたずらに自衛隊を危険にさらさない

「必要最小限」、専守防衛

「戦死」が現実味を帯びる時代に

- 東アジア共同体へ

- 非軍事的な安全保障、国際貢献

- 非国家主体の脅威に対処

今後のながれ

3月20日 与党「基本方針」

4月12日、26日 統一地方選

安倍首相訪米、首脳会談

27日？ 日米外務・防衛閣僚会合

28日？ 日米首脳会談ガイドライン

5月連休明け 安保関連法案、国会提出

5～7月？ 国会論戦（会期末6月24日→延長？）

8月 戦後70年談話

9月 自民党総裁選挙（→明文改憲への動き？）

2016年7月 参議院選挙

集团的自衛権問題研究会

<http://shudantekijieiken.blogspot.jp/>

毎月一回のNews & Review

川崎哲

kawasaki@peaceboat.gr.jp